平成２２年（フ）第３６８号
岡山市北区御津紙工3851番地
債務者　景山　　等
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８５号
岡山市北区下中野373番地１　モンパルナス305
債務者　宗　　雄一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０８号
岡山市北区弓之町10番８号　弓のビル301
債務者　岡田　秀子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７号
熊本県八代市海士江町3069番地１
債務者　竹原　宜志
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後３時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９８２２号
東京都江戸川区松島３丁目17―13―302
債務者　生属　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８４４号
東京都江戸川区東葛西４丁目６－３―701
債務者　都甲みゆき
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８５３号
東京都足立区東綾瀬３丁目15―３―304
債務者　長谷川千鶴
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５４号
横浜市南区通町４丁目99番地　いそべ荘２号
債務者　柴又　勇治
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６９号
東京都町田市つくし野２丁目14番地10
債務者　水落モモ子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９号
石川県加賀市松が丘３丁目24番地の１松が丘パーク１号室
債務者　髙橋　洋一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第９５号
静岡県富士宮市内房3300番地、住民票上の住所静岡県富士宮市中島町326番地
債務者　望月　隆光
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３２３号
川崎市麻生区王禅寺西６丁目２番２―101号、前住所神奈川県相模原市相模大野８丁目６番14―405号
債務者　田谷　悦一
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
川崎市中原区新城中町８番26―202号　ムサシホームズ
債務者　伊藤由紀子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
川崎市高津区久地３丁目16番６―317号
債務者　島田　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
川崎市麻生区百合丘２丁目５番地　サンラフレ百合ヶ丘16―502
債務者　加藤　清和
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係